

平成30年度 日本学生支援機構 給付奨学生の推薦基準

平成30年6月14日

竹園高等学校

独立行政法人・日本学生支援機構（以下「機構」という）が募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、学内に設置する選考委員会に諮ったうえで、機構から示される人数の範囲内で該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

1 家計について

生計を維持する者が以下の(1)，(2)のいずれかに該当し（社会的養護を必要とする生徒等（※注）の場合は(3)に該当すること），親権者からの支援が見込めないなど進学が非常に困難な状況にあると認められること。

- (1) 市区町村民税・所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）
- (2) 生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- (3) 以下の施設等（※注）に入所していること（18歳時点で入所等していた，又は入所等していることが見込まれること）

※「教育資金の一括贈与」を受けていないことも選考に考慮する。

2 学力及び資質について

以下の(1)，(2)のいずれかに該当すること（社会的養護を必要とする生徒等は(3)に該当すること）

- (1) 以下のいずれかに該当する
 - ① 調査書における学校成績概評が「A」に該当する
 - ② 上記に準じる学習成績を収め，直近の学習成績に著しい努力が認められる
- (2) ①～③のいずれかに該当するか，または類似の活動が認められ，かつ(i)か(ii)のいずれかに該当する
 - ① 課外活動（部活動含む）に積極的に参加し，具体的な成果・成長が認められる
 - ② 生徒会の役員等を経験し，具体的な成果・成長が認められる
 - ③ ボランティア，地域活動等に積極的に参加し具体的な成果・成長が認められる
 - ④ 在学中に積極的に資格を取得し，その努力が認められる

(i) 調査書における学校成績概評が概ね「B」に該当する

(ii) 上記に準じる学習成績を収め，直近の学習成績に努力が認められる
- (3) 以下のいずれかに該当する
 - ① 評定平均値3.5以上の教科又は科目が1つ以上ある
 - ② 進学先での学修に対する意欲が認められる

3 人物について

以下の全てに該当すること

- (1) 進学が目的が明確で希望する進学先及び将来への展望がある
- (2) 校則を遵守し、生徒にふさわしい学校生活を送っている
- (3) 学校行事等において他の生徒と協力するなど十分な協調性を備えている

4 選考について

選考に当たっては、上記 1～3 を総合的に勘案して判断するものとする。

5 選考委員会について

給付奨学生採用候補者選考委員会は、副校長、教頭、教務主任、当該学年主任、教務部奨学金係、その他校長が必要と認める者で構成する。

申請に基づき、教務で給付奨学生採用候補者の原案を作成し、選考委員会に提出する。選考委員会はそれを受けて給付奨学生採用候補者を決定する。

(※注)「社会的養護を必要とする生徒等」とは、申し込み時に以下の施設等に入所等している（18歳時点で入所等していた、又はしていることが見込まれる）生徒等をいう。

- ① 児童養護施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する施設）
- ② 児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）
- ③ 児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）
- ④ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）
- ⑤ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
- ⑥ 里親（同法第6条の4に規定する者）